

令和7年度 第4回豊能町教育委員会会議（7月定例会）会議録

日 時： 令和7年7月10日（木） 午後2時00分開会

場 所： 豊能町役場 2階 第1・第2会議室

出席者：	教育長	板倉 忠
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	小松 郁夫
	教育委員	馬渡 秀徳
	教育委員	増田 ゆか
事務局：	こども未来部長	仙波 英太郎
	教育総務課長	池田 拓也
	義務教育課長	峯 亜希子
	こども育成課長	高田 浩史
	生涯学習課長	中谷 匠
	教育総務課主任	横山 悟士

傍聴者： 4名

会議次第

○審議事項

第8号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例改正の件

第9号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに
特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件

○各課・室からの報告

【教育長】

それでは会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は5名です。過半数に達しておりますので、第4回豊能町教育委員会会議7月定例会を開会いたします。会議録署名人は宮崎職務代理にお願いいたします。

それでは議題に入ります。本日は審議事項が2件ございますが、第8号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」と、第9号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件」につきましては、内容が関連するものとなります。併せて説明をお願いしたいと思いますが、採決につきましてはそれぞれで行いたいと思っております。事務局より説明をお願いします。

【こども育成課長】

第8号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」につきまして、ご説明いたします。議案書、改正案文、新旧対照表及び概要書に沿ってご説明いたします。

まず資料5枚目の概要書をご覧ください。改正の理由につきましては、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。続いて、条例の改正概要についてご説明いたします。当該条例につきましては、児童福祉法の規定により、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされており、市町村の基準は厚生労働省令で定める基準に従い、または基準を参酌して定めるものとされています。

今般の省令改正に伴い、当該条例についても省令と同様の改正を行うものです。なお、当該条例の対象としている家庭的保育事業者等は、現在のところ町内には該当がございません。

主な改正の内容については次の通りです。条例第7条第2項において、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保に関する規定の見直しを行います。家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合で、条例に定める要件のすべてを満たすときは、条例第7条第1項第1号に規定する保育内容支援を実施しないこととすることができる旨を規定するものです。

また、条例第7条第3項において保育内容支援連携協力者の定義を規定いたします。次に、条例第7条第4項におきまして、代替保育の提供に係る連携施設の確保に関する規定の見直しを行います。家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合で、条例に定める要件を満たすときは、代替保育を実施しないこととすることができる旨を規定するものです。また、条例第7条第5項において、代替保育連携協力者の定義を規定いたします。

次に、附則第4条において条例施行日から10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができるとしていた経過措置の適用期間を15年に延長いたします。その他、参考とする事項として、施行期日は公布の日としますが、国の基準改正に合わせて、令和7年4月1日から適用するものとします。

次に1枚目の議案書をご覧ください。第8号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」です。提案理由は先ほどご説明した通りです。続いて2枚目の改正案文をご覧ください。改正内容は先ほど概要書でご説明した通りです。3枚目以降の新旧対照表は参考資料としてご覧ください。

続きまして、第9号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件」の説明に入りたいと思います。

まず5枚目の概要書をご覧ください。改正の理由につきましては、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

続いて、条例の改正概要についてご説明いたします。当該条例につきましては、子ども・子育て支援法の規定により、市町村は特定地域型保育事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされており、市町村の基準は、内閣府令で定める基準に従い、又は

基準を参酌して定めるものとされています。今般の府令改正に伴い、当該条例についても府令と同様の改正を行うものです。

なお、今回の条例改正の対象としている特定地域型保育事業者とは、子ども・子育て支援法の規定により、家庭的保育事業者、小規模保育事業者、居宅訪問型保育事業者、事業所内保育事業者のことを指しており、現在のところ町内には該当事業所はございません。また、条例改正の内容は、先ほどの第8号議案で説明した内容と同趣旨となります。

主な改正内容については次の通りです。条例第42条第2項において、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保に関する規定の見直しを行います。また、条例第42条第3項において、保育内容支援連携協力者の定義を規定いたします。

次に、条例第42条第4項においては、代替保育の提供に係る連携施設の確保に関する規定の見直しを行います。また、条例第42条第5項において、代替保育連携協力者の定義を規定いたします。

次に、附則第5条において、条例施行日から10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができるとしていた経過措置の適用期間を15年に延長いたします。その他参考となる事項として、施行期日は公布の日としますが、国の基準改正に合わせて、令和7年4月1日から適用するものとします。

続いて、1枚目の議案書をご覧ください。第9号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件」です。提案理由は先ほどご説明した通りです。

2枚目の改正案文をご覧ください。改正内容は先ほど概要書で説明した通りです。3枚目以降の新旧対照表は、参考資料としてご覧ください。説明は以上でございます。2議案合わせてご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいまの説明に対する質疑を求めます。

【委員】

教えてもらいたいことがあります。特定教育・保育施設というものがありますけれども、教育という言葉があるということは、教育的な機能をもつ施設を意識されているということでしょうか。言い換えると、幼稚園的な機能をもつことが意識されてやっているのでしょうか。あと、豊能町では該当する施設がないということですが、近隣の市町村の状況がわかれば教えていただきたいです。

【こども育成課長】

1つ目の教育・保育の部分ですが、法律に準じていますので、児童福祉法あるいは子ども・子育て支援法でも同様の名称を使っています。内容については教育の部分も保育の部分も保有しているというところでございます。

2点目の近隣の市町村についてですが、名称の差異はありますが、同内容の規定はいずれの市町村でもございます。こども園とか保育所、幼稚園というのは、大体20名以上の利用者がいる施設を指しているのですが、小規模保育事業者は19名以下の施設になります。他市ではそういった事業者が多数存在していることは把握しております。以上です。

【委員】

日本の制度は詳しくないのですが、イギリスでは個人の家で、子ども1人か2人を預かって保育をするみたいなことがあります。近隣でやっている市町村があるのであればどういったものか教えていただけたらと思い質問しました。

【こども育成課長】

少し補足をさせていただきます。具体例ではないのですが、平成27年に子ども・子育て支援法の新制度が始まった際に、保育・教育の施設に関しては一定整理をしております。その中で、先ほど申し上げましたような、例えば19人以下の保育所に関しては小規模保育事業という名前

がついておりますし、それ以外でいくと、1人から5人までだと家庭的保育事業、或いは事業所内での保育事業、民間の企業等が設置する事業内保育事業を指しています。

家庭でみる分については、居宅訪問型保育事業ということで、これは基本的には一対一でみましょうという制度となっておりますが、法律全体のくくりとしては、家庭教育・保育というようなくくりで制度設計がされています。

【委員】

可能性として豊能町で該当するものが出てきそうなのでしょうか。そういう声や問い合わせがあるのでしょうか。

【こども育成課長】

実は今まではなかったのですが、最近問い合わせ等がございまして、町内での事業所の設置を考えていらっしゃる方がおります。ですので、この基準に従って、その方が居宅訪問型保育事業をされることになるかと思えます。

【委員】

実際に保育をされる方は、保育関係の資格を持っておられることが条件になるのでしょうか。

【こども育成課長】

居宅訪問型保育事業の場合ですけれども、職員の資格といたしましては、必要な研修を終了し、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者という規定がございまして。

【教育長】

具体的に言うとなどのような変更になりますでしょうか。

【こども育成課長】

誤解を恐れずということになりますが、都市部では家庭的保育事業者等、いわゆる少ない人数での事業者がたくさんあります。認定こども園とか幼稚園、保育所では、どうしても待機児童が出ているというところを補完する意味合いを持ってそういった事業者が事業をしています。

そういった事業者はあくまでも補助的な意味合いがありますので、本来、保育・教育施設として機能している認定こども園・保育所・幼稚園と連携をして、その上で、家庭的保育事業等を実施するというのが本来の趣旨です。

ところが、色々な理由があり連携することができない、あるいは「協力者」と呼ばれる、もう少し小さい段階も見つけることができない場合には、条例で定められている事業の中で、例えば利用している乳幼児に集団保育を体験させるための機会を設けたり、代替保育といひまして、家庭的保育事業者等で職員が急に病気になり、代わりの保育士を派遣してもらったりするのですが、どうしても確保することができなければしなくてもいいという制度がございまして。この制度が始まり、最初は5年間の経過措置として設けていましたが、5年では足りないということで10年まで延ばしている経緯がございまして。

【教育長】

細かいところは違っているかもしれませんが、家庭的保育のニーズに少しでも答えようというところでこういった改正があるのかと思えます。豊能町でも問い合わせがあるということで、ニーズがあるということですね。

実施しないということをする事ができるという、しなければならぬとは違い、どうしても無理であればそこはしなくても保育施設の運営ができるということになります。

安全や安心を担保して保育ができるのかという話が必ず出てくると思えますが、その辺はいかがでしょうか。

【こども育成課長】

先ほどの、しないことをすることができるという文言は、非常にわかりにくい表現で、行政文書の担当課とも協議をしたのですが、国の法律では様々な場所でこういった表現をしていますし、今回、参考としている国の基準がそういった書き方になっておりますので、あえてここでわかりやすいように短縮すると、あとで変えたことがわからなくなる可能性がありますので、国の書き方をそのまま使ったところがございます。

【教育長】

町のスタンスとしては、保育内容支援は実施する方がよいと、ただし、どうしてもやむを得ない場合は、町長の判断の中でしないこともできるということですね。

【こども育成課長】

第8号議案の新旧対照表をご覧いただきまして、第7条の第1項(1)もしくは(3)で、最後は「～を実施すること。」、例えば「保育内容支援を実施すること。」で、2号は代替保育ですが、「代替保育を実施すること。」となっております。第3号は、「教育または保育を提供すること。」となっておりますので、することが義務というのが大前提です。

それに対して第2項で、条件を満たした場合には、「前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。」となっておりますので、基本はやはりしなさい。ただ、条件を満たす場合には、しないことができるという権利的にもとらえられる文言にしているのかと思います。する方がいいですよということではなくて、基本はするべきで、ただ、どうしても連携の確保が困難であると町長が認めた場合にはしないこともできるという規定となっております。

【教育長】

大事なところとして、町長が認めた場合ということなので、実施できないが、こういう点はきちっと守りなさいという指導が町としてできます。町の担当として、そこは安全・安心を第一に認めるか認めないかの判断はしていけないと駄目だということですね。

【こども育成課長】

地理的な条件があり、例えば近隣にその連携施設が存在しない場合には、やはりやむを得ない状況かと思いますが、逆に言うと、豊能町内であれば公立施設がありますので、そこが連携施設なりになっていくかと思っております。

【教育長】

全国的な改正の話なので、豊能町という地域ではこういったことが起こらないだろうということで進めて行く感じですね。

【委員】

豊能町で起こり得るかもしれないとおっしゃいましたが。

【こども育成課長】

豊能町では地理的に連携施設がないというところは当てはまりません。

【教育長】

今までは家庭的保育とか居宅型保育の申請さえありませんでした。

【こども育成課長】

元々の条例、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例には第7条のところに家庭的保育事業者等の条文があるのですが、括弧書きで居宅訪問型保育事業を行うものを除くとなっておりますので、居宅訪問型についてはここのところは含みません。家庭的保育事業にはその他にも小規模保育事業や事業者内保育事業がありますので、その部分は対象となりますが、居宅訪問型に関しては対象から除いているということでございます。

【教育長】

他いかがでしょうか。それでは、第8号議案と第9号議案の違いというのは、家庭的保育事業を対象とするのか、特定教育・保育施設等を対象とするのかで、内容的には同じということの理解でよろしいでしょうか。

【こども育成課長】

先ほど説明の中では、この特定地域型保育事業の中に、実はその家庭的保育事業者も含まれております。ですので、同じ家庭的保育事業について、2つの条例で規定されていますので、同様の趣旨になります。特定地域型保育事業という中身ですけれども、家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育等を指すと規定されています。そこに対しては市町村長が給付金を支出するということになっていますので、「給付金を支出する対象となる」という意味合いで「特定」という言葉がついていて、特定地域型事業者には家庭的保育事業者が含まれております。

【教育長】

それでは質疑を終結いたします。それぞれにつきまして採決に移ります、はじめに、第8号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、第8号議案は可決されました。続きまして、第9号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件」につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、第9号議案は可決されました。次に、前回会議以降の各課の報告をお願いします。順次、事務局より報告をお願いします。

【こども未来部長】

- ・学校選択制について

【教育総務課長】

- ・教職員採用試験の状況について
- ・評価・点検の報告の報告について

【義務教育課長】

- ・学校説明会について

【こども育成課長】

- ・西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置に関する保護者説明会について

【生涯学習課長】

- ・イベント関係について

【教育長】

委員からもありましたが、学校訪問についてご感想をお聞きしまして終わろうかと思えます。学校訪問ありがとうございました。教育委員のみなさまいかがでしょうか。

【委員】

まずは学校訪問を引き受けていただいた学校の先生方や子どもたちにお礼を申し上げたいと思います。私たちにとっては子どもたちの姿が見れて、忙しい中ですが、教育委員会の活動として今後も計画してやらせていただければと思います。

印象としては、子どもたちも先生たちも基本的に元気に頑張ってるって、雰囲気も良くて、それを来年度の4月以降に引き継いでいけたらと思います。来年度に向けた準備で先生方は忙しいと思いますが、教育委員会事務局でもお手伝いや支援をしていただければと思います。

あとは、少し残念だったのは、できればもう少し黒板とチョークではない授業を見たかったなという印象を受けました。以上です。

【委員】

どの学校に行かせていただいても「とよの未来科」について、色々な特徴があり、色々と工夫をしていただいているのがよく伝わってきました。とてもわくわく、うれしく訪問させていただきました。

私が行かせていただいた学校は人数が減ってきている学校が多かったので、10人とか15人とかでした。東はそのままですが、西は人数が増えて2クラスに増えたときに、少人数だからできた授業の進め方があると思いますので、人数が変わってもそのあたり先生方で情報交換をし合って頑張っていただけたらいいなと思いました。

【委員】

私は東能勢小学校に行かせていただきました。GIGA スクール構想について、委員がおっしゃったことに逆に反対で、低学年もタブレットをすごく使っていて、15人くらいで生物の種とかの動画で見せていました。途中で繋がらない子どもが出てきて、その子に先生がかかりっきりになっていました。

外を見てみるとすごい自然が広がっていて、東能勢みたいところは動画でわざわざ見なくても一斉に見ることもできるし、実際に教室の中でアゲハ蝶の幼虫を飼っていて、教室で飼っているのが見えるように先生方が準備をしておられて、すごいなと思いました。

むしろ GIGA スクール構想については、東能勢では西地区とか他府県、世界につながることができるので、交流に使われたらいいのかなと思いながら見せていただきました。とても熱心にやっておられたので良かったです。

【委員】

私は所用があり1日しか訪問することができませんでした。幼稚園と保育所と吉川中学校に行かせていただきましたが、私たちの時代はクーラーがありませんでしたので、学校に行くと涼しかったです。幼稚園のお子さまがとても元気で楽しく訪問することができました。

【教育長】

私の感想としましては、言われていたように先生方が良い雰囲気だったなと感じました。7月に入ってからだったので、授業が終わっていてまとめのところでしたので、山場が見せられない感じで、クラスでわいわいという感じでした。学校の先生方が子どもたちと一緒に楽しそうに授業をしていたような印象を受けました。

【委員】

あと幼稚園に映画監督がいて、これはすごいなと思いますね。幼稚園で映画を作っていました。

【教育長】

最後は編集が得意な先生にしてもらって、映画を作って私たちに見せてもらいました。本当に、ああいう保育はすごいと思いました。色々と楽しい1か月間ありがとうございました。

次回は8月8日（金）の午後2時からを予定しております。以上で本日の議事は全て終了させ

いただきます。以上をもちまして、令和7年度第4回豊能町教育委員会会議7月定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後3時41分